

平成27年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成28年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
特別養護老人ホーム(6施設) 養護老人ホーム(1施設)	平成27年4月 ～ 平成27年9月	愛光園(かつらぎ町) 橋寮(海南市) きしがわ園(紀の川市) カルフル・ド・ルポ印南(印南町) ありだ橋苑(有田市) 美山の里(日高川町) 白浜日置の郷(白浜町)	(1)人事・職員処遇等について	・生活相談員及び看護職員が不足しているので充足すること。	1	1	100%	
			・施設及び通所介護事業所の看護職員が不足しているので充足すること。	1	1	100%		
			・夜勤職員の健康診断については、6カ月以内ごとに実施すること。	2	2	100%		
			・介護及び看護業務に従事する職員の腰痛に関する健康診断については、6カ月以内ごとに実施すること。	4	4	100%		
			(2)施設運営等について	・運営規程の居住費の料金に変更されていなかったため、実態に即して訂正すること。	1	1	100%	
			・運営規程に定める記録の整備について、保存期間に誤りがあったため訂正すること。	1	1	100%		
			・施設の入所指針が実態に即していなかったため、訂正すること。	1	1	100%		
			・入所者が骨折し医療機関を複数回受診していたので、関係市町村あて事故報告書を提出すること。	2	2	100%		
			・重要事項説明書において、「当施設は登録喀痰吸引等事業者として登録を予定しています。」との記述があるが、申込者に誤解を与えかねない表現なので削除すること。	1	1	100%		
			(3)施設・設備等について	・リネン室が常に施錠されていなかった。室内に可燃物が置かれているので、夜間は必ず施錠すること。	1	1	100%	
			・倉庫が常に施錠されていなかった。室内に可燃物が置かれているので、夜間は必ず施錠すること。	1	1	100%		
			・医務室について、医療法上の診療所としての届出が必要となるので、保健所に届け出ること。	1	1	100%		
			・重安室が別の用途として使用されていた。今後も重安室として使用しないのであれば変更届を提出すること。	1	1	100%		
			・デイルーム及びリネン室が別の用途として使用されていた。今後も現状のまま使用するのであれば変更届を提出すること。	1	1	100%		
			(4)入所者の処遇について	・身体拘束事例があり、身体拘束を行うにあたり施設として検討したことが確認できなかった。また、説明書に必要な記載もなかった。身体拘束を行うにあたっては、「身体拘束の手引き」及び施設の指針等に基づき、必要な手続きを経て適切に実施すること。	2	2	100%	
			・通所介護計画が作成されていない事例があった。速やかに計画を作成し、その内容を利用者又は家族に説明すること。	1	1	100%		
			・入所者の居宅における日常生活の検討について記録で確認できなかったため、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で定期的に協議を行い、記録を残すこと。	4	4	100%		
			(5)防災対策について	・消火及び避難訓練が年1回しか実施されていなかったため、訓練は年2回以上実施し、その記録を残すこと。	1	1	100%	
			・災害時の非常食については、3日分以上備蓄すること。	1	1	100%		
			・談話コーナーの非常口横に箱が積まれ、不安定で危険な状態となっていたので整理すること。	1	1	100%		
			(6)衛生管理等について	・医務室の冷蔵庫内に利用者の医薬品と職員の飲食物等と一緒に保管されていたので、医薬品は適正に管理すること。	1	1	100%	
			(7)預り金等について	・規程で定める預り金台帳及び預り金管理簿が備え付けられておらず、預り金管理状況通知書で管理されていたので、規程と実態の整合性を図ること。	1	1	100%	
			・規定で定める金銭取り扱い委任状がなく、預かり金元帳も作成されていなかったため、規定と実態の整合性を図ること。	1	1	100%		
			(8)利用料等について	・入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成について、入所者個々の計画は作成されていたものの、施設における口腔ケアを推進する課題や目標等が計画の中に記載されていなかったため、加算算定要件に則した内容の計画を作成すること。	1	1	100%	
			・短期入所生活介護を緊急利用している場合において、緊急利用の理由、期間及び入所後の対応が記録されていない事例が見受けられたので、適切に記録し保存すること。	1	1	100%		
合計数	7施設 (五十音順)	8項目 25事項	34	34	100%			

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。
指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。

平成27年度指導監査等結果概要

長寿社会課
平成28年1月31日現在

区分	指導監査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率(%)	備考
介護老人保健 施設 (2施設) 介護療養型 医療施設 (1施設)	平成27年4月 ～ 平成27年9月	やよい苑 (岩出市) 奥クリニック (紀の川市) クオリティライフ和歌山 (有田川町)	(1)人事・職員処遇等について ・介護及び看護業務に従事する職員の腰痛に関する健康診断については、6カ月以内ごとに実施すること。	1	1	100%	
			(2)施設運営等について ・苦情を処理するために講ずる措置の概要を施設内に掲示すること。	1	1	100%	
			・入院に際しては入院の年月日、入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、介護保険被保険者証に記載すること。	1	1	100%	
			・関係市町村への事故報告書が提出されていなかったため、「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領」に従い適正に対処すること。	1	1	100%	
			・運営規程において、(介護予防)短期入所療養介護に係る「通常の送迎の実施地域」を記載し、所要の手続きを行うこと。	1	1	100%	
			(3)入所者の処遇について ・身体拘束事例があり、身体拘束を行うにあたり施設として検討したことが確認できなかったため、施設内の身体拘束廃止委員会等で検討を行い、必要と判断した場合は最短の拘束時間を想定し、家族の同意を得て実施するとともに記録に残すこと。	1	1	100%	
			・身体拘束を行うにあたっては、適切に手順を踏んで行われていたが、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を、医師が診療録に記載すること。	1	1	100%	
合計数	3施設	3項目 7事項	7	7	100%		

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。
指摘等に対する改善状況は、社会福祉法人等から提出される改善報告書に基づき「改善済」及び「改善率」を記載した。